

「いわて保健福祉基金助成事業」 令和6年度第3次募集についてのお知らせ

公益財団法人いきいき岩手支援財団では、財団に設置された「基金」により、障がい者や障がい児、高齢者の保健福祉など、少子高齢社会を支える民間の活動に対して、助成を行っています。

助成事業の概要及び令和6年度第3次募集の日程等は、次のとおりです。

項目	概要
基金とは	障がい者や障がい児、高齢者などの保健福祉の増進や地域福祉の増進を図るため、地域の実情に応じた民間活動に助成することを目的として、国の地方交付税により措置した基金です。財団では、この基金の運用益により、助成金の交付を行っています。
助成対象事業	<ol style="list-style-type: none">1 在宅保健福祉の普及、向上に関する事業2 健康、生きがいづくりの推進に関する事業3 ボランティア活動の活性化に関する事業4 ユニバーサルデザイン、その他保健福祉又は地域福祉の増進に資する事業 <div style="text-align: center;"><p>過去の助成例（一例）</p><p>【例1】ダウン症児・者を対象としたアート教室や作品展示会を開催。 ダウン症について広く県民に周知する事業</p><p>【例2】ひきこもりの方が地域で自分らしく生活するための講演会や相談会を開催。ひきこもり当事者と家族への支援を行う事業</p><p>【例3】医療的ケア児など配慮が必要な人向けのモデル避難所やトレーラー式災害支援車輛の展示と在宅医療患者の宿泊体験の実施</p><p>【例4】認知症カフェの普及啓発と情報交換会の開催</p></div> <p>※他からの公的助成・補助金がある事業、営利を目的とする事業、事業の大半を外部委託する事業や団体の運営経費などは助成の対象となりません。</p>
助成対象者	岩手県内に住所、または活動の本拠を有する民間の団体、法人、個人
助成額	要望書類等の審査により、事業に直接必要と認められる経費です。 助成額：10万円～ 300万円 ※交付決定日以降に支出した経費が対象になります。 ※事業の実施効果が高く、必要性が認められるものについては、最長3年間助成を受けることができます。
助成期間	令和6年10月（交付決定日以降）～令和7年3月20日 ※事業完了後は所定の様式により実績報告書を提出していただきます。



募集期間 令和6年7月～8月9日（金）【消印有効】

【応募方法】「助成金交付要望書（様式第1号）」に必要書類を添えて、当財団宛に郵送または持参

※様式は当財団のホームページよりダウンロードできます。

※応募の際は、「いわて保健福祉基金交付規程」「いわて保健福祉基金交付規程の運用基準」を必ずご確認ください。

お問合せ先：（公財）いきいき岩手支援財団 総務・公表課
ホームページ <https://www.silverz.or.jp>
TEL：019-626-0196 FAX：019-625-7494

詳細は
こちら
から

